

平成 29 年 6 月 30 日

平成 28 年度独立行政法人労働者健康安全機構
調達等合理化計画の自己評価

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき、独立行政法人労働者健康安全機構は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成 28 年度独立行政法人労働者健康安全機構調達等合理化計画を定めた。

調達等合理化計画に基づく平成 28 年度の調達に係る自己評価については下記のとおりである。

1. 調達の現状と要因の分析

- (1) 労働者健康安全機構における平成 28 年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数は 2,571 件、契約金額は 846.3 億円である。また、競争性のある契約は 2,292 件(89.1%)、817.1 億円(96.5%)、競争性のない随意契約は 279 件(10.9%)、29.2 億円(3.5%)となっている。

前年度と比較して、競争性のない随意契約の割合が件数・金額ともに減少となっている(件数で△24 件(△7.9%)、金額で△6.7 億円(△18.7%))が、主な要因は、医療機器の賃借契約において一般競争を実施したこと等によるものである。

表1 平成 28 年度の労働者健康安全機構の調達全体像 (単位: 件、億円)

	平成 27 年度		平成 28 年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(72.7%) 1,735	(78.0%) 657.8	(77.6%) 1,997	(87.7%) 742.5	(15.1%) 262	(12.9%) 84.7
企画競争・公募	(14.6%) 349	(17.7%) 149.4	(11.5%) 295	(8.8%) 74.6	(△15.5%) △54	(△50.1%) △74.8
競争性のある契約(小計)	(87.3%) 2,084	(95.7%) 807.2	(89.1%) 2,292	(96.5%) 817.1	(10.0%) 208	(1.2%) 9.9
競争性のない随意契約	(12.7%) 303	(4.3%) 35.9	(10.9%) 279	(3.5%) 29.2	(△7.9%) △24	(△18.7%) △6.7
合計	(100%) 2,387	(100%) 843.1	(100%) 2,571	(100%) 846.3	(7.7%) 184	(0.4%) 3.2

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 比較増△減の()書きは、平成 28 年度の対 27 年度伸率である。

(注 3) 平成 27 年度の件数及び金額は、統合前の「労働者健康福祉機構」と「労働安全衛生総合研究所」を合計している。

- (2) 労働者健康安全機構における平成 28 年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、1者以下の契約件数は 656 件(29.7%)、契約金額は 214.1 億円(27.4%)である。

前年度と比較して、件数・金額ともに減少となっている(件数で△20 件(△3.0%)、金額で△88.7 億円(△29.3%))が、件数が減少した主な要因は、医療機器の購入や修繕が少なかったこと等、金額が減少した主な要因は、平成 27 年度において医療材料の継続的売買及び物品管理業務の複数年契約を多く締結したこと等によるものである。

表2 平成28年度の労働者健康安全機構の二者応札・応募状況 (単位: 件、億円)

		平成27年度	平成28年度	比較増△減
2者以上	件数	1,309 (65.9%)	1,552 (70.3%)	243 (18.6%)
	金額	469.5 (60.8%)	567.4 (72.6%)	97.9 (20.9%)
1者以下	件数	676 (34.1%)	656 (29.7%)	△20 (△3.0%)
	金額	302.8 (39.2%)	214.1 (27.4%)	△88.7 (△29.3%)
合計	件数	1,985 (100%)	2,208 (100%)	223 (11.2%)
	金額	772.3 (100%)	781.5 (100%)	9.2 (1.2%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注3) 比較増△減の()書きは、平成28年度の対27年度伸率である。

(注4) 平成27年度の件数及び金額は、統合前の「労働者健康福祉機構」と「労働安全衛生総合研究所」を合計している。

2. 重点的に取り組む分野

二者応札・応募の改善と事務用品の共同調達の実施に積極的に取り組んだ。

二者応札・応募の改善については、調達案件の入札説明書を受け取ったものの応札(応募)しなかった者に対し、アンケートを実施のうえ、調達等合理化検討会において改善方を策定し、各施設に周知・徹底した。(平成29年1月23日各施設へ通知済み。)

[主な改善策]

- ①公告期間の延長(20営業日以上)
- ②資格要件や仕様の見直し
- ③合理的な統合・分割

また、共同調達の実施については、平成28年度は労働安全衛生総合研究所が労働者健康福祉機構と統合し新法人となった初年度であることから統合後のスケールメリットを活かして、共通的な事務用品等の共同調達に向けた検討を行い、効果が見込めるコピー用紙について共同購入を実施した。

3. 調達に関するガバナンスの徹底

調達に関するガバナンスの徹底としては、新たに随意契約を締結することとなる案件については、事前に当機構内に設置されている「随意契約審査会」において会計規程等における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否等の観点から点検を行った。

また、業務マニュアルに沿った事務処理が適切に行われているか、指摘事項等が契約手続に適正に反映されているかの確認を行い、必要に応じた指導を行うため、各施設への個別業務指導を5件以上行うことを目標とし、釧路労災病院、東北労災病院、新潟労災病院、門司メディカルセンター、総合せき損センターの5施設において実施した。

4. 推進体制等

調達等合理化計画の推進に当たっては、各事項を着実に実施するため、経理担当理事を総括責任者とする調達等合理化検討会により調達合理化に努めることとし、新たに随意契約を締結することとなる案件(少額随契を除く。)については、事前に当機構に設置されている「随意契約審査会」により、「会計規程における随意契約によることができる事由」との整合性や、より競

争性のある調達手続の実施の可否等の観点から点検を行った。

また、監事及び外部有識者で構成する「契約監視委員会」を四半期ごとに開催し、個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要について、随時ホームページに公表した。

さらに、「契約監視委員会」における指摘事項等については、開催の都度、速やかに各施設に通知するほか、本部主催で開催した「全国会計・用度課長等会議」(平成 28 年9月2日)、「会計業務打合せ(平成 28 年 10 月 17 日～18 日)」においても周知・徹底した。